

一般社団法人日本発達心理学会 年次大会委員会規程

2008年3月20日 制定

改正 2011年6月30日

2014年3月20日

2015年10月4日

2017年3月24日

2019年9月8日

2021年3月21日

2022年9月4日

2023年3月21日

2025年9月28日

（目 的）

第1条 この規程は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」第35条に基づき、年次大会委員会（以下「委員会」という）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（組 織）

第2条 委員会は、年次大会委員会委員長（以下、「委員長」という）1名、副委員長（以下、「副委員長」という）1名、若干名の委員（以下、「委員」という）、及び学会事務局長により構成する。

2 委員長は担当理事とし、副委員長、委員は理事会において選出・承認し、代表理事が委嘱する。

3 委員長、副委員長の任期は1会計年度とし、再任を妨げない。副委員長の任期は連続2期までとする。

4 委員の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。

（職 務）

第3条 委員長は、委員会の業務を統括する。副委員長は、委員長の補佐をし、委員長が不在の際に委員長の代理を務める。学会事務局長は、委員長と副委員長を補佐する。

2 委員は、第4条で定める業務内容を担当する。

3 委員長は、委員会の運営に関し適宜理事会に報告する。

（業務内容）

第4条 委員会は、委員会に関する次の事項を処理する。

(1) 年次大会の開催

(2) 年次大会の大会委員長を理事会に報告

(3) 年次大会の担当校（団体）を理事会に推薦

(4) 年次大会に係る準備、運営及び運営事務等の検討

(5) その他、必要な事業に関すること

2 大会委員長は委員が兼務することができる。

3 担当校（団体）を委員会が兼務することができる。

（会議の開催）

第5条 委員会は、委員長がこれを開催する。

2 電磁的方法で審議を行うことができる。

（議 事）

第6条 委員会は、過半数の委員の参加をもって成立する。

2 委員会は、参加した委員の過半数の賛成で議決する。

(改 定)

第7条 この規程の改定は、社員総会で承認を得るものとする。